

# ドローンを屋外で飛行させるにはほとんどの場合、国交省への申請が必須です!!

航空法により第三者の人、物、および物件から30m以内の飛行また機体を直接見ず、モニターで操作する目視外の飛行が禁止されております。(申請により可能に)

機体の登録も  
お忘れなく!



## 民間ライセンス取得のメリット

### 申請簡略化

国交省への申請で、一部資料を省略できます。  
※飛行実績の作成不要!(ライセンス証明)  
申請から審査、許可までスムーズに進みます。

### 国家資格講習 コストダウン

2022年12月に国家資格制度が開始され、  
2025年12月からはライセンスが国家資格に  
統一されると予想されています。  
初学で国家資格講習を受ける場合より時間費用  
を削減できます。※当スクール受講引き有り

### ビジネスシーン 証明・信頼

あらゆる場面で知識・技能を証明でき、  
顧客や第三者の信頼性が向上します。

ご不明な点はドローン担当:榎本(090-3873-6186)までお気軽にお問い合わせください。

✉ enomoto@tryable.jp



DRONE LICENSE  
SORA

## ドローンライセンスSORA

株式会社トライアブル 〒637-0036奈良県五條市野原西1-4-33  
TEL0747-24-5607 FAX0747-24-5608 ✉ info@tryable.jp